

株券等に関する手数料及びその料率等の一部改正について

1 株券等に関する手数料及びその料率

(下線部分変更)

新			旧		
2. 業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者(質権者を含む。)は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。			2. 業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者(質権者を含む。)は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。		
区分	徴収対象者	徴収料率	区分	徴収対象者	徴収料率
(略)			(略)		
(削る)			新設区分口座に係る区分口座間振替手数料	新たに機構が開設した区分口座を振替先とする同一参加者の区分口座間の振替における当該参加者(区分口座の開設の申請の際併せて当該手数料の適用の申出を行った参加者に限る。)	<p>(1)株券 当該申請において指定した一の振替日における1日の振替株数</p> <p>(2)新株予約権付社債券 当該申請において指定した一の振替日における1日の振替に係る券面の総額</p> <p>(3)投資信託の受益証券 当該申請において指定した一の振替日における1日の振替口数</p> <p>(4)投資証券</p>
					<p>1.(1)の規定により適用される同一参加者の区分口座間の振替手数料の徴収料率の10%</p> <p>1.(2)の規定により適用される同一参加者の区分口座間の振替手数料の徴収料率の10%</p> <p>1.(3) a 又は b の規定により適用される同一参加者の区分口座間の振替手数料の徴収料率の10%</p>

<p>(略)</p> <p>(注) 1. ~ 4. (略)</p> <p>(削る)</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 80%;"> <p>当該申請において指定した一の振替日における1日の振替回数</p> <p>1.(4)の規定により適用される同一参加者の区分口座間の振替手数料の徴収料率の10%</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>(5)協同組織金融機関の優先出資証券</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>当該申請において指定した一の振替日における1日の振替回数</p> <p>1.(5)の規定により適用される同一参加者の区分口座間の振替手数料の徴収料率の10%</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(注) 1. ~ 4. (略)</p> <p><u>5. 新設区分口座に係る区分口座間振替手数料に係る申請は、1. 業務規程第111条第2項に基づいて機構が定める同条第1項の手数料の料率(1)(注)4.、(2)(注)1.、(3)a(注)2.、(3)b(注)2.、(4)(注)3.及び(5)(注)2.に規定する各申請をいう。</u></p>			<p>当該申請において指定した一の振替日における1日の振替回数</p> <p>1.(4)の規定により適用される同一参加者の区分口座間の振替手数料の徴収料率の10%</p>	<p>(5)協同組織金融機関の優先出資証券</p>					<p>当該申請において指定した一の振替日における1日の振替回数</p> <p>1.(5)の規定により適用される同一参加者の区分口座間の振替手数料の徴収料率の10%</p>
		<p>当該申請において指定した一の振替日における1日の振替回数</p> <p>1.(4)の規定により適用される同一参加者の区分口座間の振替手数料の徴収料率の10%</p>								
<p>(5)協同組織金融機関の優先出資証券</p>										
		<p>当該申請において指定した一の振替日における1日の振替回数</p> <p>1.(5)の規定により適用される同一参加者の区分口座間の振替手数料の徴収料率の10%</p>								

2 平成18年4月1日改正附則

新	旧												
<p>別表第2 (振替株数基準による振替手数料)</p> <p>(1) 株券</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 40%;">徴収対象者</th> <th style="width: 50%;">徴収料率</th> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table> <p>(注) 1. (略)</p> <p>(削る)</p>	区分	徴収対象者	徴収料率	(略)			<p>別表第2 (振替株数基準による振替手数料)</p> <p>(1) 株券</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 40%;">徴収対象者</th> <th style="width: 50%;">徴収料率</th> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table> <p>(注) 1. (略)</p> <p><u>2. 参加者は、同一参加者の区分口座間の振替のうち、機構が当該参加者のために新たに開設した区分口座を振替先とするものについて、機構が当該区分口座を開設する日以降5営業日目までの一の営業日に限り、1.</u></p>	区分	徴収対象者	徴収料率	(略)		
区分	徴収対象者	徴収料率											
(略)													
区分	徴収対象者	徴収料率											
(略)													

2. (略)

(2) 新株予約権付社債券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(削る)

(注) (略)

(3) 投資信託の受益証券

a 株価指数連動型上場投資信託の受益証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1. (略)

(削る)

日の振替株数から控除し、かつ、2.業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率に規定する新設区分口座に係る区分口座間振替手数料の納入に代える措置の適用を受けることができる。当該措置の適用は、参加者が区分口座の開設の申請の際併せて当該措置の適用につき機構に申出を行い、機構が当該区分口座の開設を認めた場合とする。

3. (略)

(2) 新株予約権付社債券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1. 参加者は、同一参加者の区分口座間の振替のうち、機構が当該参加者のために新たに開設した区分口座を振替先とするものについて、機構が当該区分口座を開設する日以降5営業日目までの一の営業日に限り、振替に係る券面の総額から控除し、かつ、2.業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率に規定する新設区分口座に係る区分口座間振替手数料の納入に代える措置の適用を受けることができる。当該措置の適用は、参加者が区分口座の開設の申請の際併せて当該措置の適用につき機構に申出を行い、機構が当該区分口座の開設を認めた場合とする。

2. (略)

(3) 投資信託の受益証券

a 株価指数連動型上場投資信託の受益証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1. (略)

2.参加者は、同一参加者の区分口座間の振替のうち、機構が当該参加者のために新たに開設した区分口座を振替先とするものについて、機構が当該区分口座を開設する日以降5営業日目までの一の営業日に限り、1

2. (略)

b 前 a 以外の受益証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1. (略)

(削る)

2. (略)

(4) 投資証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1. (略)

(削る)

日の振替口数から控除し、かつ、2.業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率に規定する新設区分口座に係る区分口座間振替手数料の納入に代える措置の適用を受けることができる。当該措置の適用は、参加者が区分口座の開設の申請の際併せて当該措置の適用につき機構に申出を行い、機構が当該区分口座の開設を認めた場合とする。

3. (略)

b 前 a 以外の受益証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1. (略)

2.参加者は、同一参加者の区分口座間の振替のうち、機構が当該参加者のために新たに開設した区分口座を振替先とするものについて、機構が当該区分口座を開設する日以降5営業日目までの一の営業日に限り、1日の振替口数から控除し、かつ、2.業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率に規定する新設区分口座に係る区分口座間振替手数料の納入に代える措置の適用を受けることができる。当該措置の適用は、参加者が区分口座の開設の申請の際併せて当該措置の適用につき機構に申出を行い、機構が当該区分口座の開設を認めた場合とする。

3. (略)

(4) 投資証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1. (略)

2.参加者は、同一参加者の区分口座間の振替のうち、機構が当該参加者のために新たに開設した区分口座を振替先とするものについて、機構が当該区分口座を開設する日以降5営業日目までの一の営業日に限り、1

2. (略)

(5) 協同組織金融機関の優先出資証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(削る)

(注) (略)

日の振替口数から控除し、かつ、2.業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率に規定する新設区分口座に係る区分口座間振替手数料の納入に代える措置の適用を受けることができる。当該措置の適用は、参加者が区分口座の開設の申請の際併せて当該措置の適用につき機構に申出を行い、機構が当該区分口座の開設を認めた場合とする。

3. (略)

(5) 協同組織金融機関の優先出資証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1. 参加者は、同一参加者の区分口座間の振替のうち、機構が当該参加者のために新たに開設した区分口座を振替先とするものについて、機構が当該区分口座を開設する日以降5営業日目までの一の営業日に限り、1日の振替口数から控除し、かつ、2.業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率に規定する新設区分口座に係る区分口座間振替手数料の納入に代える措置の適用を受けることができる。当該措置の適用は、参加者が区分口座の開設の申請の際併せて当該措置の適用につき機構に申出を行い、機構が当該区分口座の開設を認めた場合とする。

2. (略)

3 附 則

この改正規定は、平成19年2月28日から施行し、平成19年2月1日以降に開設する区分口座を振替先とする区分口座間振替に係る振替手数料の算出について適用する。